

## 郡山市公金管理取扱における協力預金（決済用預金）の実施要領

郡山市公金預金取扱要項第2の規定により、公金のうち運用しない現金について、決済用預金に保管する際の基本事項を定める。

### 第1（公金の種類）

この要領において、公金とは、歳計現金、歳入歳出外現金とする。

### 第2（預金先金融機関）

預金先金融機関は、指定金融機関及び収納代理金融機関（農業協同組合を含む）とする。

### 第3（収納代理金融機関への預金）

収納代理金融機関への預金は、担保提供や特別枠大口定期預金の引受、税金等収納業務への協力に対する預金とする（以下「協力預金」と言う）。

- 2 担保の提供は、郡山市預金債権と相殺可能な債券等を担保とする。
- 3 特別枠大口定期預金は、地域経済活性化策の一環として郡山市に本社もしくは本店を有する金融機関を対象とし、なるべく有利な利率（同時期の利率と比較）の預金とする。
- 4 協力預金の実施は、収納実績（基本的には収納金額10億円以上、件数3万件以上を一応の目安とする）により会計管理者が決定する。

### 第4（預金額）

協力預金の金額は、担保提供、特別枠大口定期預金の引受、相殺可能預金の利率の状況により会計管理者がそのつど決定する。ただし、一金融機関20億円を上限とする。

### 第5（預金期間）

協力預金は、決済用預金とすることから、期間の限定はない。ただし、取崩しについては、資金の状況により会計管理者が決定する。

### 第6（その他）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。